

宇城市工事請負建設業者等選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託（以下「建設工事等」という。）の適正な施行を図るため、建設業者及び調査・測量・建設コンサルタント（以下「建設業者等」という。）の入札参加資格の決定等及び選定（以下「選定等」という。）について必要な事項を定める。

(選定機関)

第2条 市が発注する建設工事等の建設業者等の選定等については、宇城市入札指名等審査会（以下「審査会」という。）が行うこととする。

(指名業者)

第3条 指名競争入札における建設業者等の指名（以下「指名」という。）をおこなうときは、入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから審査会による審査を経て選ばなければならない。

2 指名しようとする工事業種について、建設業許可が失効している者又は経営事項審査の有効期間が満了し現在有効な経営事項審査に係る総合評定値の通知を受けていない者については、指名業者とすることはできない。指名業者がこれらに該当する場合は、当該指名を取り消すものとする。

(等級別発注請負工事金額の区分)

第4条 等級別発注を行う工事の種類及び等級別発注の標準とする工事の規模は、別表第1による。

2 別表第1に掲げる工事について、建設業者の選定等をしようとするときは、当該工事の予定価格に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定等をおこなう。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者から選定等をおこなうことができるものとする。

3 前項ただし書の規定により指名することができる建設業者の数は、前項の規定により指名しようとする建設業者の数の5割を超えることができない。ただし、当該指名に係る工事が舗装その他専門工事であるときは、この限りでない。

4 災害その他の理由により緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事等については、前2項に掲げる基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。

(1) 経営事項審査基準日以降における不誠実な行為の有無

(2) 経営事項審査基準日以降における経営状況

(3) 経営事項審査基準日以降における工事成績

(4) 当該工事に対する地理的条件

(5) 手持工事の状況

(6) 当該工事施工についての技術的適性

(7) 経営事項審査基準日以降における安全管理の状況

(8) 経営事項審査基準日以降における労働福祉の状況

(9) 電子入札システムへの登録の有無

2 前項各号の運用基準は、別表第2のとおりとする。

(指名業者の取消し)

第6条 指名競争入札通知後、指名業者が別表第2の指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工 事 の 種 類	等級	予定価格（税込み）
土 木 一 式 工 事	A	3, 5 0 0 万円超
	A・B	2, 0 0 0 万円超～3, 5 0 0 万円以下
	B	5 0 0 万円超～2, 0 0 0 万円以下
	C	2 0 0 万円超～5 0 0 万円以下
	D	2 0 0 万円以下
建 築 工 事	A	4, 5 0 0 万円超
	A・B	3, 0 0 0 万円超～4, 5 0 0 万円以下
	B	2 0 0 万円超～3, 0 0 0 万円以下
	C	2 0 0 万円以下
舗 装 工 事	A	2, 0 0 0 万円超
	A・B	5 0 0 万円超～2, 0 0 0 万円以下
	B・C	2 0 0 万円超～5 0 0 万円以下
	C	2 0 0 万円以下

別表第2（第5条関係）

宇城市工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の注意事項	
1 不 誠 実 な 行為の有無	次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。 (1) 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号。以下「指名停止処分要綱」という。）に基づく指名停止又は建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止の期間中であること。 (2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 警察本部長から、市長に対し、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であること、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることを理由として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施行能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
3 工事成績	(1) 宇城市請負工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満である場合は、指名しないこと。 (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 工事成績の平均が過去2年連続して75点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持工事の状況	工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適性	工事入札参加者資格審査格付等級順位一覧表に記載された技術事項等評価点数を活用するとともに、次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。
9 電子入札システムへの登録の有無	宇城市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は原則指名しないこと。

